

福岡地方裁判所委員会（第56回）議事概要

1 開催日時

令和6年2月26日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎1202号会議室（12階）

3 出席者

（委員）

片山昭人（委員長）、井野憲司、井下颯、内田敬子、桑原忠志、田代倫子、中村年孝、野田律子、馬場宏明、林雅子、松熊健、松永一雄、百枝孝泰（委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

刑事首席書記官下道禎哉、事務局長東孝賢、裁判員調整官上濱修

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

総務課長小田将士、総務課課長補佐栗山尚久

4 議題

15周年を迎える裁判員制度の広報活動について

5 議事の概要

(1) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき片山昭人委員を委員長に選任した。

(2) 委員長あいさつ

(3) 新任委員の自己紹介

新たに任命された委員において、自己紹介がなされた。

(4) 議題の説明

総務課長において、議題の説明がなされた。

(5) 裁判員裁判法廷等の見学

裁判員裁判法廷、裁判員選任手続室（裁判員候補者待合室）及び評議室の見学がなされた。

(6) 意見交換

【発言者の表示 ○：学識経験者委員、◎：法曹委員、■：説明者】

- ◎ 本件議題は、現に生じている具体的な不具合の解消を目的とするものか。
それとも、具体的な不具合は生じていないが裁判員制度の周知拡大を目的とするものか。
- 現状、選任手続等に具体的な不具合が生じていることはないが、選任手続期日への出席を迷っている方に裁判所に関心をもってもらい、裁判員制度への参加意欲を高めていきたいとの観点から議題を設定したものである。
- 裁判員の年齢に上限はあるのか。
- 裁判員法では、70歳以上の方は裁判員となることについて辞退の申立てをすることができるが、辞退の申立てをされない限り、年齢の上限はない。高齢の方でも、積極的に参加される方もいる。
- 子育て世代の方、特に乳幼児をかかえる方は参加しにくいと思われるが、託児所などの支援はあるか。
- 裁判所内に託児所はないが、近隣の託児施設等の紹介はさせていただいている。
- 託児費用の補助はないのか。
- 託児費用は支給されないが、実際に、育児をされている方の参加もある。手続中は、御親族に面倒を見てもらうといった形で参加された方もいる。
- ◎ 若い方の参加意欲を高めるには、若い方の意見を聞いた方がよいとも思われるが、裁判所で把握している若い方の意見はどのようなものか。
- 学生の方を対象に裁判員制度の広報活動を行っているところであるが、まず、裁判所、検察庁、弁護士に対する敷居が高いとの意見がある。ただ、広報活動を行うと、裁判所に関心をもち、あまり身近でなかった裁判員裁判にも参加してみたいと思うようになったとの感想をいただくことが多い。裁判員になることができる年齢が18歳に引き下げられたことは、知られており、いずれ参加することになるかもしれないことは理解いただいているようであ

る。

- 昨年、所属団体において、模擬裁判を行ったところ、参加者も多く、好評であった。遠い存在であった裁判を模擬裁判により身近に感じることができた。裁判所で頻繁に模擬裁判を行うことは困難であろうから、模擬裁判を行う際は、報道機関にもご案内して、多くの参加者に集まっただけのよう工夫しながら、裁判員裁判を広めていくのがよいと思われる。
- ◎ 重大な事件の場合、辞退率が高くなると推測されるが、裁判員候補者の方には、どの時点で具体的な事件の内容が知らされるのか。
 - 選任手続期日の段階で説明することになる。ただ、事件名は裁判所のホームページ上で公表されている。
 - 刺激証拠と言われる一般の方に衝撃を与える恐れのある証拠については、必要性を吟味して表示方法も工夫している。裁判体の判断ではあるが、例えば、検察官及び弁護士とも相談しながら、カラー画像を白黒で見させていただく等の工夫をしながら裁判員裁判を行っている。
- 5年前と比べて裁判員裁判に関心が高まっているという方が2割に満たず、関心が低下しているという方は3割を超えているということであった。広報としては、知ってもらうことが重要であるところ、裁判所は敷居が高いというイメージがある。裁判所が、出前講義を行ったり、関係機関とも連携して広報活動を行っていることは、今日、初めて知った。出前講義は、大学や専門学校での授業でも活用できると思う。出前講義については、裁判所のホームページにも掲載されているようであるが、それ以外の媒体での発信は行っているか。出前講義を知る機会が増えれば、広報活動にもつながっていくと思われるので、現状を教えていただきたい。
 - 裁判所の広報活動については、裁判所のホームページで情報を発信している。出前講義についても裁判所のホームページで情報発信しているところであるが、裁判所のホームページになかなかたどり着いていただけていない、そもそも裁判所のホームページを見てもらえていないのが現状である。学校

関係者であれば、先生方から直接、出前講義の有無等の問い合わせを受けることが多く、裁判所のホームページを媒体として情報発信してはいるものの活用といった面からは課題があると感じている。大学、高校の授業でも取り上げてもらってもいるが、カリキュラムが既に決まっていることも多いため、早めに働きかけていく必要があると考えている。

○ 裁判員裁判の広報活動は、選挙の投票率を上げるのと同じ問題ではないかと考える。裁判員制度による成果を実感できるような機会があれば、関心も高まるのではないかと。裁判員経験者の方の声を耳にしたり目にしたりする機会が増えれば良いのではないかと。企業においても、制度が始まった当時は、裁判員に選ばれた場合の勤務の取扱い等についての話があったが、最近は聞かなくなったので、関心が薄れていると感じる。可能であれば、企業回りを行ってみてはどうか。

■ 企業回りは、裁判員制度が始まった当初は行っていたが、現在は行っていない。裁判員制度も15周年を迎えるので、企業回りも含めた広報活動を検討していきたい。

◎ 検察庁では、中学校、高校及び専門学校を対象に広報活動を行っている。ただ、検察庁の活動についての広報の中で、裁判員裁判についても説明する枠組みとなっており、裁判員裁判に特化した広報活動を最近は行っていないのが現状である。模擬裁判を行いたいとの依頼が学校からあれば、検察官等を派遣して裁判員裁判について説明している。検察庁においても、裁判員制度の広報活動に力を入れていく必要があると考えている。裁判員裁判終了後の、裁判員の方からのアンケートによると、初めはやりたくなかったという方のほとんどが、やってよかったという感想に変わっているため、これをもっとうまく広報に活用できないかと感じている。どこがどう変わったのかを明らかにすることで、裁判員裁判への参加に対するハードルが低くなると考える。

■ もともと参加したくないと思っていた方が、参加した結果、良い経験だった

たと感じるようになったのはなぜかという、裁判員裁判の本質を踏まえた広報活動を検討していきたい。

- 令和5年度の広報活動の内容から、かなり積極的に広報活動を行っていると感じている。15周年に特化した広報活動ということであれば、新しい取り組みも大切ではあるが、令和5年度の広報活動の幅を拡げたり、その結果を受けて深掘りしていく部分を整理し、地道に広報活動を続けていくことが重要ではないか。15周年にかかわらず、裁判員制度というのは、国民にとって重要な制度であると感じている。働きながら裁判員に選任されると、仕事を休んで参加することになる。裁判員制度のための休暇は、特別の有給休暇として制度化されている会社もあると思うが、特別の有給休暇制度が設けられていないため、仕事を休むことができないと感じて辞退される方もいると思われる。裁判所においても、裁判員裁判に参加しやすい環境整備に関する法整備に尽力していただければと思う。県民、市民に対するイベントの広報ということであれば、労働団体として協力することは可能である。
- 裁判員経験者の言葉が一番響くのではないかと意見があった。裁判員経験者の方との意見交換会の要旨は、裁判所のホームページに掲載しているが、うまく活用できていないのが課題と考えている。意見交換会の中で、最初は参加したくなかったが、良い経験であったと感じるようになった経緯について話をされている方もいるので、そのような意見を整理して発信していくことも重要であると考えている。意見交換会の中では、裁判員裁判への参加に当たっての企業の環境整備についての意見も出ているので、裁判所でも工夫していければと考えているところである。
- 小学生、中学生、高校生を対象とした出前講義や施設見学を行っているとのことであるが、若年層の方たちに身近なものであると感じさせるのが重要である。私自身も、裁判所は敷居が高いと感じていたが、実際に来てみると親しみやすいと感じた。若い世代も同じだと思うので、将来に種を撒くという意味でも、出前講義や施設見学といったものを充実させていただきたい。

◎ 一度来てもらえば、裁判所のイメージは変わると思う。若い段階で、裁判所に一度来てもらうことが大事ではないか。小学生であれば、一度来たら、絶対に忘れないと思う。即効性はないかもしれないが、5年後、10年後には、花開くことにつながっていくのではないか。福岡地裁に限ったことではないが、裁判所は、外から見たときに入りにくいイメージがある。今でも、裁判は自由に傍聴できることを知らない方も多いため、どなたでも傍聴できるということを、どこかに掲示してもよいのではないか。

(7) 次回テーマについて

裁判所における人材育成（若手職員の成長・活躍支援）について